

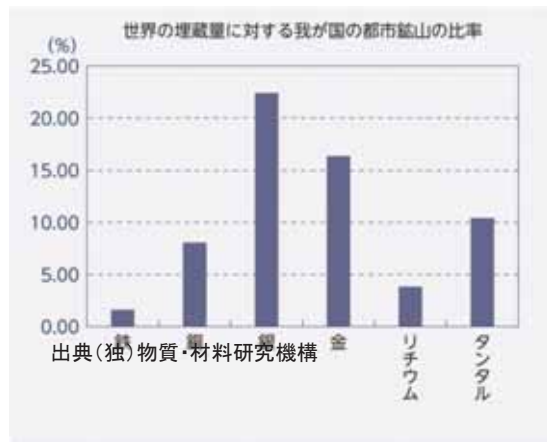
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律について

資料 5

法制定の背景

- 我が国に存在する様々な使用済製品の中には、原材料として使用した有用金属が多く含まれており、それらの総量は、海外の大鉱山に匹敵(都市鉱山)。
- 1年間で発生する使用済小型電子機器は65.1万トンであり、そのうち有用金属は、27.9万トン(金額換算すると844億円)になると推計。現在、廃棄物として、市町村が処理している使用済小型電子機器からは、十分な資源回収がなされていないのが現状。
- 使用済製品のうち、リサイクルが積極的に行われている、大型家電、自動車、パソコン、蓄電池、コピー機等の再資源化率は、7割～9割と高水準。他方、それら以外は、鉄、アルミニウムなど一部の金属を除き、埋立処分。

- 我が国に蓄積されている金属資源の推計量は、鉄12億トン、銅3,800万トン、銀6万トン、金6,800トン、リチウム15万トン、タンタル4,400トン。
その規模は、海外の大鉱山に匹敵。



市町村における有用金属の回収状況

金属	回収割合
鉄	66.8%
銅	21.7%
銀	4.0%
金	4.6%
アルミ	52.9%
ステンレス	16.5%
レアメタル	2.6%

※回収割合とは回収を行っている自治体数の割合(回答自治体数 1,748自治体)

出典：環境省

- 鉄、アルミニウム、銅、鉛のように、量が多く、単一素材に区分しやすい金属は、比較的リサイクルが進んでいる。他方で、複雑な回収技術・工程を要する他の金属の回収は進んでいない。



- 開発途上国に輸出された使用済電子電気機器は、そのまま解体され、有用金属の回収が行われているおそれ。

- 開発途上国では、有害物質の処理が適切に行われず、住民の鉛やカドミウム濃度が高くなっている事例が報告。



使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

【制度概要】

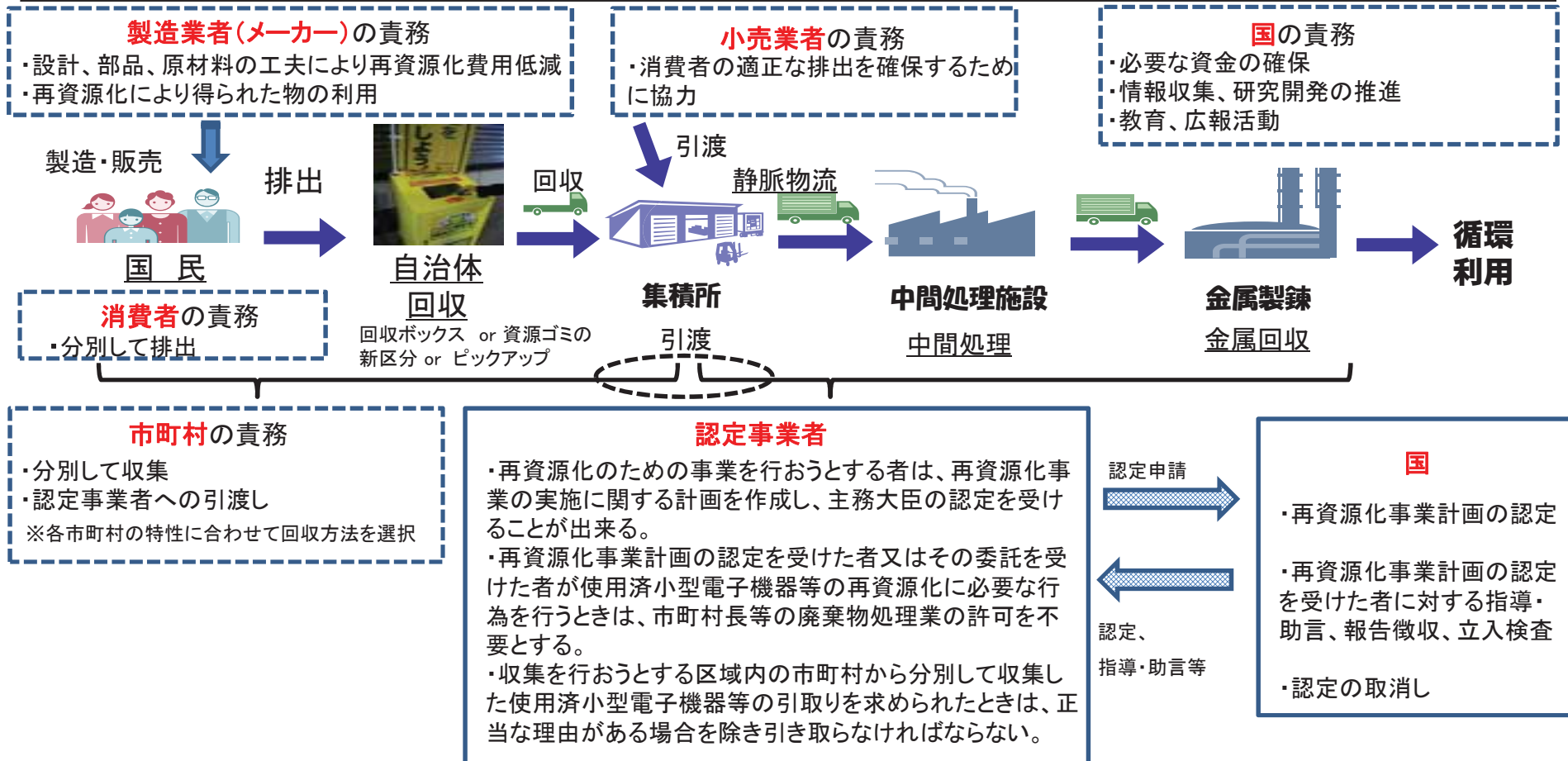
市町村等が回収した使用済小型電子機器等について、これを引き取り確実に適正なりサイクルを行うことを約束した者（リサイクルをしようとする者で構成される）を国が認定し、廃棄物処理法の特例措置を講じる制度。

【対象品目】

一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具のうち、効率的な収集運搬が可能であって、再資源化が特に必要なものを政令指定

【基本方針】

環境大臣及び経済産業大臣が基本方針を策定、公表
 (内容) 基本的方向、量の目標、促進のための措置、個人情報保護その他配慮すべき事項 等



政令指定品目 1/2

	対象品目(案)	具体的に該当する品目の例 (政令には具体的な品目名は記載しない)
1	電話機、ファクシミリ装置その他の優先通信機械器具	電話機、ファクシミリ、変復調装置(モデム)、ルーター・スイッチ
2	携帯電話端末及びPHS端末	携帯電話端末(公衆用PHS端末、スマートフォンを含む)、カーナビゲーション
3	ラジオ受信機及びテレビジョン受信機(特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第2号に掲げるテレビジョン受信機を除く)	ラジオ
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・バイ・ディーレコーダーその他の映像用機械器具	デジタルカメラ、ビデオテープレコーダ/プレーヤ、DVDレコーダ/プレーヤ、BDレコーダ/プレーヤ、BS/CSアンテナ、カーカラーテレビ
5	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具	テープレコーダ、CDプレーヤ、MDレコーダ/プレーヤ、デジタルオーディオプレーヤ、ICレコーダ、補聴器、カーラジオ
6	パーソナルコンピュータ	パーソナルコンピュータ ノートブック型/スレート型、パーソナルコンピュータ デスクトップ型(タワー型及び一体型を含む)、パーソナルコンピュータ タブレット型
7	磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置	補助記憶装置(ハードディスク、USBメモリ、メモリーカード)、ゲームソフト
8	プリンターその他の印刷装置	プリンター、フォトプリンター、モニター(パーソナルコンピュータ用)、キーボードユニット
9	ディスプレイその他の表示装置	モニター(パーソナルコンピュータ用)、プロジェクター
10	電子書籍端末	電子書籍端末
11	電動ミシン	電気ミシン
12	電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具	電気グラインダ、電気ドリル、電気ポリシャ、電気サンダ
13	電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具	ワードプロセッサ(モニターを含む)、電卓、電子辞書
14	ヘルスマーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具	電子式ヘルスマーター(体組成計・体脂肪計)、電子式ベビースケール、電気式温湿度計、デジタル歩数計

政令指定品目 2/2

	対象品目(案)	具体的に該当する品目の例 (政令には具体的な品目名は記載しない)
15	電動式吸入器その他の医療用電気機械器具	治療浴用機器及び装置、家庭用電気・光線治療器、家庭用磁気・熱療法治療器、家庭用吸入器、家庭用医療用物質生成器
16	フィルムカメラ	フィルムカメラ
17	ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具(特定家庭用再商品化法施行令第1条第4号に掲げる電気冷蔵庫及び電気冷凍庫を除く)	電子ジャー、食器洗い乾燥機(卓上型)、トースター、ホットプレート、ミキサー、ジューサー、フードプロセッサ、電気製めん機、電気もちつき機、コーヒーひき機
18	扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第4号に掲げるユニット型エアコンディショナーを除く)	扇風機、サーキュレーター、送風機
19	電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第4号に掲げる電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く)	電気アイロン、裁縫用電気こて、電気掃除機、ハンドクリーナー、床みがき機
20	電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具	電気こたつ、電気ストーブ、電気毛布
21	ヘアードライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具	ヘアードライヤー、電気かみそり、電気脱毛器、電気ハサミ、電動歯ブラシ、家庭用噴霧機、風呂水用電気ポンプ、電気アクアリウム用品
22	電気マッサージ器	電気マッサージ器
23	ランニングマシンその他の運動用電気機械器具	ランニングマシーン
24	電気芝刈り機その他の園芸用電気機械器具	電気芝刈り機
25	蛍光灯器具その他の電気照明器具	照明器具、携帯用電気ランプ(懐中電灯を含む)
26	電子時計及び電気時計	電子時計及び電気時計
27	電子楽器及び電気楽器	電子キーボード、電気ギター、電子ギター
28	ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具	据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、ハンドヘルドゲーム(ミニ電子ゲーム)

事例紹介：中部地域における取組

・平成23年7月公表の「全国先進的取組事例」では、25件中18件が中部地域における取組。

・その後の「中部モデル」の進展により、自治体数は3倍増、中部局管内のみならず、静岡、長野、福井、山梨県においても取り組みは拡大。

・1か月当たりの取扱量は、3.5倍増。取扱総量では24年度目標値(2,500トン)を大幅に上回る見通し。(23年度 約2,000トン)

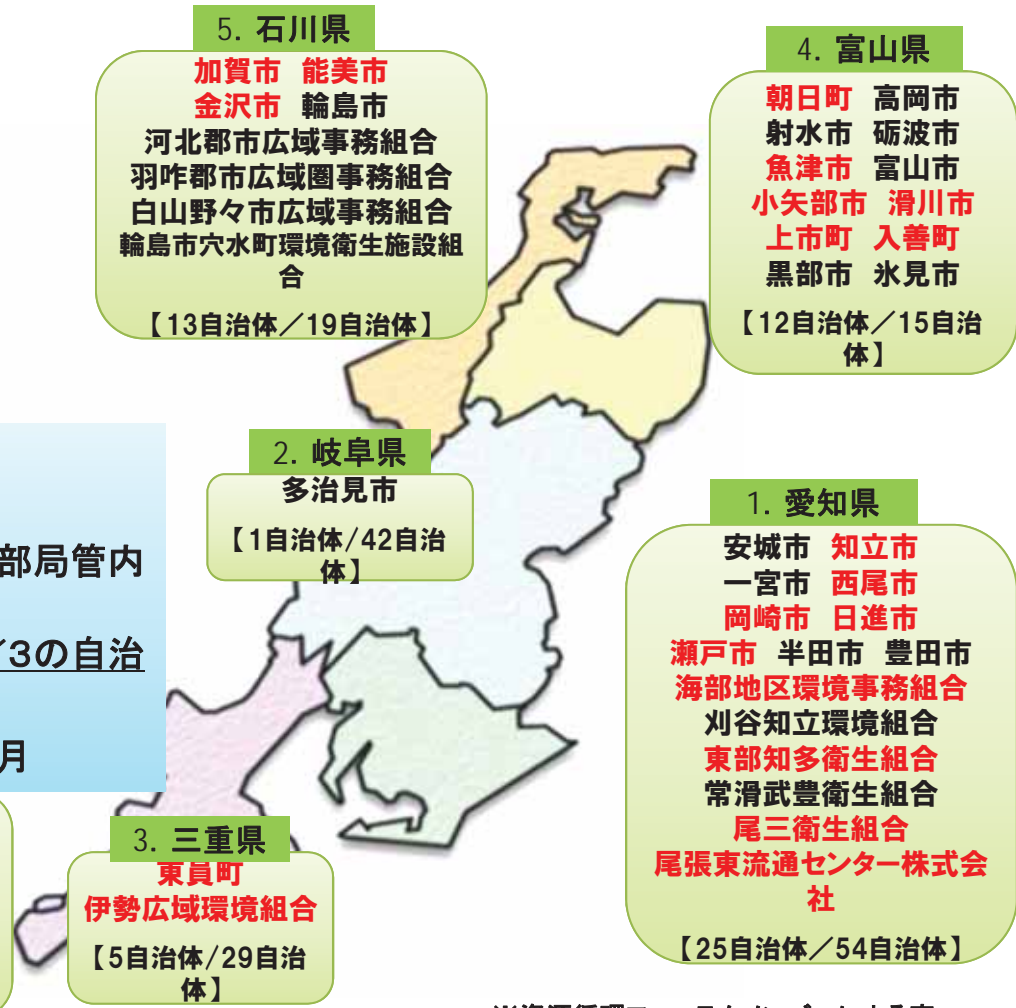
【普及の状況】

	平成23年7月	平成24年8月
自治体数	25	76(うち中部局管内56)
取扱量	93トン/月	328トン/月

※管内の1/3の自治体

静岡県(富士宮市、牧之原御前崎市広域施設組合ほか)
 福井県(南越清掃組合ほか)
 長野県(須坂市ほか)
 山梨県(峡谷広域行政事務組合)など、20自治体で実施

中部地域における小型家電リサイクルの実施状況



※資源循環フォーラムメンバーによる実績 H24.8

回収方法の例

ボックス回収



回収ボックスを公共施設や商業施設等に常設し、排出者が直接投入した物を定期的に回収する手法

ステーション回収



ステーション(ごみ・資源回収場所)ごとに定期的に行っている資源回収に加えて、使用済小型家電専用のコンテナを新たに設置し、回収する手法



イベント回収



集客力の高い各種イベント会場や家電量販店にボックスを設置し、イベント開催の期間に限定してボックス回収を行う手法

ピックアップ回収

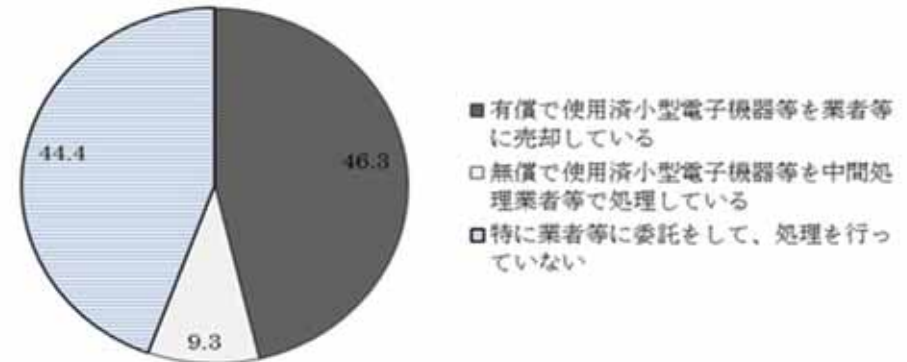


各自治体等の従来の分別区分に従って排出されたごみや資源から、使用済小型家電をリサイクルセンター等で抜き取る手法

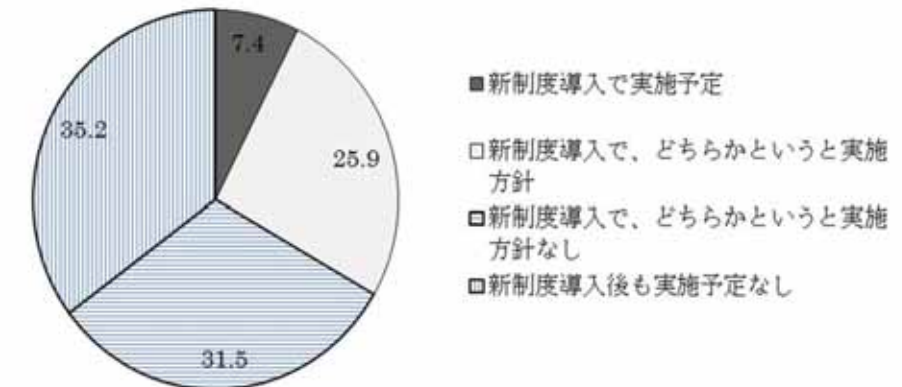
使用済小型電子機器等の制度参加等に関するアンケート調査結果の概要①

(愛知県内54市町村を対象。H24.11時点)

【Q1】貴市町村の現在の使用済小型電子機器等の回収・処理状況についてお教えてください。



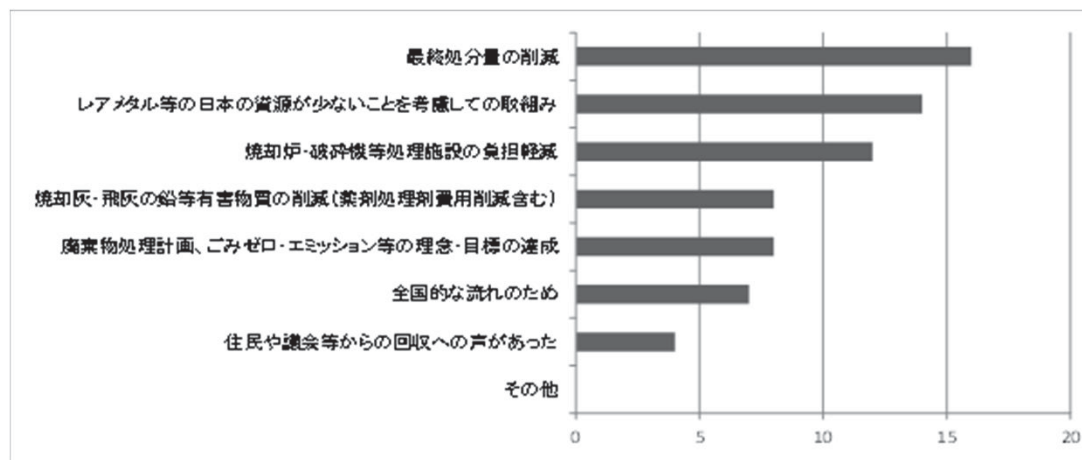
【Q2】貴市町村での来年度から施行予定の使用済小型電子機器等の制度参加の状況・意向についてお教えてください。



使用済小型電子機器等の制度参加等に関するアンケート調査結果の概要②

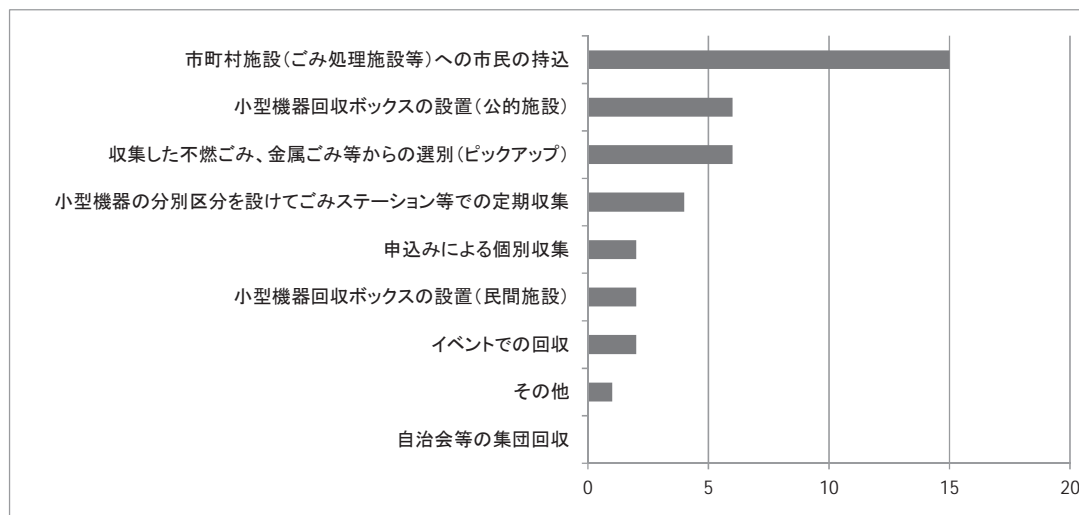
(Q2で1、2を選択した市町村に対し)

【Q3】貴市町村が小型電子機器の収集を開始しようとする理由は何ですか(複数回答可)。



(Q2で1、2を選択した市町村に対し)

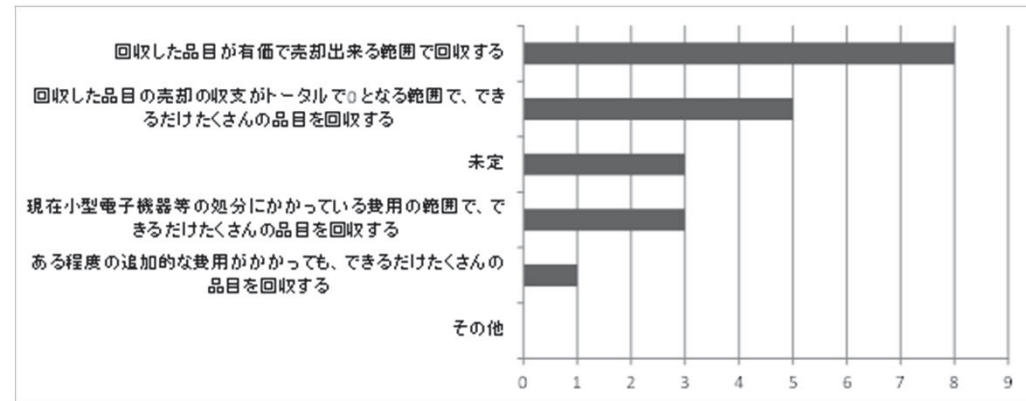
【Q4】貴市町村で実施しようとしている小型機器の収集方法はどのようなものですか(複数回答可)。



使用済小型電子機器等の制度参加等に関するアンケート調査結果の概要③

(Q2で1、2を選択した市町村に対し)

【Q5】貴市町村において想定している回収対象品目について近いものはどれですか。



(Q2で3、4を選択した市町村に対し)

【Q6】貴市町村が新制度に基づく小型機器の収集を実施しない理由は何ですか(複数回答可)。

